



たき火等の届出とは

阿南市火災予防条例の一部改正により、令和8年1月1日から届出が義務化されました。たき火等とは「火災とまぎわらしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」に該当し、消防が火災と間違えて出動することを防ぐ届出です。焼却行為を許可するものではありません。

届出の対象となる例



たき火



たき火



かまど炊事



野焼き（農業の例外行為）

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合、上の例は制限されます。林野火災注意報・林野火災警報の発令に関係なく廃棄物を焼却する行為は、原則禁止されています。

届出の対象とならない例



バーベキュー



七輪焼き



ガsstove



届出の方法

阿南市消防本部に「火災とまぎわらしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」の提出をお願いします。届出書は、右上のコードをスマホでかざして読み取ると、阿南市消防本部ホームページ申請書ダウンロードから利用できます。

問合せ先：阿南市消防本部予防課 0884-22-3799